

労働者と事業者のための 労働紛争代理人紹介制度

労働問題でお困りごとはありませんか？

労働者の立場から …

給料や残業代を支払ってくれない
いきなり解雇と言われた
契約期間満了で突然会社から雇止めされた
せっかくの内定が取り消しになってしまった
などといった労働問題が対象です。



のるん

会社の立場から…

裁判所から労働審判申立書が送られてきた
残業代請求の裁判を起こされた
事業者にとって初めての経験となることも多いですが、組織として対応する時間は短いのが実情です。



みみん

労働紛争とは

労働紛争とは、使用者である企業や事業者と、労働者との間の労働契約・雇用契約について生じる紛争のことです。賃金、不当解雇、雇止めのみならず、セクハラ・パワハラなどの問題も含まれます。

示談交渉以外の主たる紛争解決手続としては、労働審判や訴訟があります。労働審判は、個別具体的な紛争について、迅速・適正で実効的な解決を図るために設けられた特別な司法手続です。裁判所内に設置される労働審判委員会が、事実関係や権利関係を審理して事案の実情に即した解決を目指します。特に事業者側には答弁書提出までの準備期間が1か月程度しかなく、迅速な対応が求められます。訴訟は、解雇の無効などを争って提訴されることがある他、労働審判から発展する場合もあります。本制度は、広く個別的な労働紛争を対象として、弁護士を紹介するものです。

■ どれかに当てはまいませんか？

- ◇ 労働審判という制度は聞いたことがあるが、どのように申し立てたらいいのか分からない
- ◇ 裁判所から労働審判の申立書や訴状が送られてきて、対応する必要がある
- ◇ 弁護士を付けずに使用者側と交渉している

労働紛争代理人紹介制度は、労働紛争の当事者となる方で、まだ弁護士に依頼していない方のために、当会所属の弁護士をご紹介します。初回30分の無料相談ができます。労働紛争解決までの流れや、具体的な対処方法についてご説明します。そのまま弁護士に依頼することもできるので、ご相談の上、依頼するかをご検討ください。

お申込・お問い合わせ先 受付の際、「労働紛争について弁護士を紹介してほしい」とお伝え下さい。

神奈川県弁護士会総合法律相談センターへ

TEL 045-211-7700

(受付 月～金 午前9時30分～午後4時30分)

※制度趣旨に適さないご相談はお断りすることがあります。

※なお、適任者がいない場合にはご紹介できない場合があります。